

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010函第73号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成22年10月29日 07時10分ごろ	
発生場所	北海道根室市 ^{はほまい} 歯舞漁港南西方沖 歯舞港南防波堤外灯台から真方位235° 1,500m付近 (概位 北緯43° 19.9′ 東経145° 44.9′)	
事故等調査の経過	平成22年12月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 漁船 第二十八^{よしえい}美恵丸、2.33トン HK3-76362（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>B 漁船 第三十七^{ほうせい}宝生丸、1.0トン HK3-108386（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	<p>A なし</p> <p>B 負傷 1人（船長B）</p>	
損傷	<p>A プロペラ曲損、左舷船首部外板に亀裂及び擦過傷</p> <p>B 右舷船首部外板破損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、歯舞漁港南西方沖において、コンブ漁の作業中に漁具が船体から離れたため、船長Aが、漁具を戻そうと思い、船外機のスロットルレバーに手を掛けた際に身体のバランスを崩して全速前進に操作した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、歯舞漁港南西方沖において、コンブ漁の準備のために錨泊中、船長Bが、突然、A船の航行音を聞いて目前に接近するA船に気付き、危険を感じて船首部付近につかまった。</p> <p>両船は、平成22年10月29日07時10分ごろ、歯舞港南防波堤外灯台から真方位235° 1,500m付近において、A船左舷船首部とB船右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Bは、左足大腿部が船体に当たって打撲傷を負った。</p> <p>A船は、自力で、B船は、僚船船長が操船してA船と共に歯舞漁港へ帰港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は操業中、B船は錨泊中、歯舞漁港南西方沖において、両船が衝突したものと考えられる。</p> <p>A船は、船長Aがバランスを崩してスロットル</p>

		<p>レバーを全速前進に操作したことから、B船に向けて発進してB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、A船が突然接近してきたことから、避航動作をとることができなかったものと考えられる。</p>
原因		<p>本事故は、齒舞漁港南西方沖において、A船が操業中、B船が錨泊中、船長Aがバランスを崩してスロットルレバーを全速前進に操作したため、A船がB船に向けて発進して両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>